

令和6年11月11日

【事例、防疫対策等に関すること】

島根県農林水産部畜産課

担当：加地

電話：0852-22-6022

【危機管理対策本部会議に関すること】

島根県防災部防災危機管理課

担当：加本

電話：0852-22-6775

島根県危機管理対策本部会議の開催結果について

(高病原性鳥インフルエンザ防疫措置完了)

大田市の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことによる防疫措置の完了について、下記のとおり会議を開催しました。

また、この会議の終了をもって、島根県危機管理対策本部を廃止しました。

記

日 時：令和6年11月11日（月） 12：10～12：30

場 所：島根県庁6階 防災センター室

出席者：知事、副知事、対策本部構成員（各部局長） 計21名

内 容：次のとおり

1 対応状況等

【農林水産部】

- ・ p. 3～p. 8のとおり

【健康福祉部】

- ・ p. 9のとおり

2 知事指示事項

- ・ただいま、農林水産部長から説明がありましたとおり、11月10日、9時15分をもって、発生農場における防疫措置を完了させることができました。
- ・昼夜を問わず過酷な環境の中、作業に当たっていただいた知事部局の職員の皆さん、そして急遽規定外の事態が生じたので移送人員の派遣をしていただきました警察本部を含めて、全庁を挙げた対応に、心から感謝します。
- ・また、県内では過去最大となる約40万羽の殺処分に加え、埋却や消毒といった一連の作業を完了させることができましたのは、県庁外の多くの関係者の皆様方のご協力が欠かせませんでした。
- ・このたびの殺処分等の実施にあたっては、陸上自衛隊出雲駐屯地、米子駐屯地からの災

害派遣に加え、地元大田市役所やJAしまね、NOSAI 島根などの農業関係団体、さらには島根県建設業協会、島根県警備業協会などからも大変この人手不足の厳しい環境の中で昼夜を問わないご協力を頂きましたことに改めて心から感謝と御礼を申し上げます。

- ・今シーズンは、これまでで最も早く10月17日に北海道で本病が確認されて以降、短期間のうちに全国各地で発生が報告されております。野鳥の飛来シーズンとも重なることから、最大限の警戒が引き続き必要な状況でございます。
- ・引き続き今後の備えに万全を期すため、以下の4点についての的確に対応するよう関係部に指示します。

- ① 県内で家きんを飼養(しよう)する全ての農場に対し、改めて発生防止対策を徹底させること。とりわけ、養鶏事業者には、農場の消毒と鶏舎への野生動物の侵入防止対策を徹底させること。
- ② 今後の発生に備え、備蓄資材の補充を急ぐとともに、今回の防疫作業を検証し、改善を要する事項について、今後の防疫活動に反映できるよう早急に対応すること。
- ③ 国が行う原因究明により得られる知見を養鶏事業者をはじめ関係者と共有し、今後の対策に活かすこと。
- ④ 肉体的・精神的につらい作業に昼夜問わず職員の皆様に対応いただいておりますので、対応に当たった職員の皆様の心身のケアを行うこと。
以上、4点について対応に万全を期してください。

今後は、発生農場の定期的な消毒や、生産再開に向けた検査等を進めるとともに、引き続き県内全体で発生防止に全力を尽くして参ります。

- ・次に、家きん飼養(しよう)者、とりわけ養鶏事業者の皆様へのお願いです。

- ① 農場の消毒や清掃、鶏舎への野生動物の侵入防止対策を徹底いただくこと。
- ② 不明な点、不安な点は、遠慮無く家畜保健衛生所に相談するとともに、万一、異常な鶏を発見した場合は、遅滞なく通報すること。

を強くお願いします。

- ・最後に、県民の皆様には、我が国の現状において、鶏や卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はございません。
- ・また、発生農場の鶏及び鶏卵は全て処分しており、本病に感染した鶏が市場に出回るこ

とはないことから、改めてこれらを踏まえた冷静な購買活動、対応をお願いします。

- 多くの関係者の皆様にご尽力いただきまして大きな区切りを迎えることができましたが、鳥インフルエンザの発生シーズンという意味ではまだ、初版の段階であります。このシーズンを乗り切れるように引き続き関係者の皆さんと協力して対応していきたく思いますので各部局長の皆さん、関係者の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

3 会議資料に関する問い合わせ先

【農林水産部】

内 容：防疫措置と今後の対応等について

担当課：畜産課

担当者：加地

連絡先：0852-22-6022

【健康福祉部】

内 容：相談窓口の設置と健康調査の実施について

担当課：健康福祉総務課

担当者：長谷川

連絡先：0852-22-6824



第2回島根県危機管理対策本部会議 (高病原性鳥インフルエンザ防疫措置完了)

【日 時】 令和6年11月11日（月） 12時10分～

【場 所】 島根県庁6階 防災センター室

【次 第】

1. 今回の対応状況と今後の取組について
2. その他



1. 今回の対応状況と今後の取組について



- 1 所在地：大田市
- 2 農場名：A養鶏場
- 3 種類：採卵鶏
- 4 飼養羽数：401,733羽
- 5 飼養形態：ケージ飼い
(一部平飼い)





月日	時間	実施事項
10月30日	12:15	・ 農場から異常鶏の通報（7羽死亡）
	14:00	・ 家畜防疫員による農場立入
	15:00	・ インフルエンザ簡易検査陽性（5羽中5羽）
	23:30	・ A型インフルエンザPCR検査 陽性判定（島根県）
10月31日	2:00	・ H5型インフルエンザPCR検査 陽性判定（島根県）
	3:00	・ 疑似患畜確定（農林水産省）
	3:00	・ 自衛隊派遣要請
	4:30	・ 第1回危機管理対策本部会議
	9:10	・ 殺処分開始（現地对策本部、自衛隊、県一般動員） <24時間3交替制>
	12:30	・ 埋却地現地作業開始 < // >
11月1日	0:00	・ 大田市、JA職員等追加動員（殺処分）
	14:00	・ 埋却開始
11月2日	0:00	・ 大雨による殺処分体制の縮小（一般動員による殺処分休止） <現地对策本部、自衛隊は継続>
	14:07	・ 自衛隊作業完了
	14:30	・ 自衛隊撤収要請
11月3日	0:00	・ 殺処分の再開（現地对策本部、県・市・団体動員）
11月5日	17:00	・ 患畜確定（農林水産部） （毒性の強い H5N1亜型）
11月7日	19:20	・ 殺処分完了
11月9日	17:00	・ 埋却処分完了
	19:40	・ 農場全体の清掃・消毒完了
11月10日	9:15	・ 農場防疫措置完了 （農林水産省の確認完了）
11月11日	12:10	・ 第2回危機管理対策本部会議



1. 動員体制

組織名称	のべ人数	主な業務
島根県	1,531	農場作業（殺処分、清掃・消毒、集合場所・消毒ポイント運営等）
自衛隊	960	農場作業（殺処分）
大田市	364	埋却地の住民説明、消毒ポイントの施設提供、農場作業（殺処分、清掃・消毒、集合場所運営等）
JAしまね	255	農場作業（殺処分、重機オペレーター、清掃・消毒等）
NOSAI島根	83	農場作業（殺処分、清掃・消毒等）
県外獣医師	62	農場作業（殺処分）
島根県建設業協会 大田建設業協会	約400	埋却作業（協会員20社が施工） （埋却溝の掘削、殺処分鶏等の運搬・投入、埋戻し、消毒等）

この他、島根県警備業協会、島根県トラック協会、協定企業、国交省、県警から協力

2. 埋却処分

対象	処分数	備考
鶏	401,733羽	・成鶏351,571羽 ・雛鶏 50,162羽
卵	294袋（約90万個）	・フレコンバック
飼料	68袋（約34 t）	・フレコンバック ・他に封じ込め処理（90日間静置）あり
堆肥	79袋（約25t）	・フレコンバック ・他に封じ込め処理（90日間静置）あり

※ 卵・飼料・堆肥の数値は現時点の概数

1. 防疫措置等

月日	時間	実施事項
11月10日	9:15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農場防疫措置完了 ・ 消毒ポイントの集約（ロード銀山付近の1ポイントのみ継続）
11月18日		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農場消毒 ※国の防疫指針
11月20日	24:00	（搬出制限区域の解除）（防疫措置完了10日後）
11月25日		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農場消毒 ※国の防疫指針
12月1日	24:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動制限区域の解除（防疫措置完了21日後） ・ 消毒ポイントの終了

2. 生産再開に向けた対応

（1）鶏の再導入に向けた**消毒・検査**

- ・ 複数回の鶏舎消毒、鶏舎環境のPCR検査、モニター鶏の導入・検査
- ⇒ 早期の生産再開を実現

（2）家畜伝染病予防法に基づく**手当金**の申請手続き

- ・ 殺処分した鶏等を県が評価し、国へ交付申請

（3）生産再開に向けて借り入れる**運転資金**に係る利子負担の支援の検討



1. 発生農場は、**県内採卵鶏(93万羽)の約40%**にあたる約40万羽を飼育
⇒ 当該農場からの県内供給の減少分は、可能な限り県内外の協力
会社がかバーするほか、小売店の一部では県外からの調達など
で対応
2. 現時点で風評被害の報告はないが、引き続き、鶏卵・鶏肉の
安全性など正確な情報提供

1. 他の養鶏場への対応

(1) 県内の養鶏場全戸を立入調査（10月実施済）

国が伝染病を予防する条件として定めている

「飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法）」の遵守を徹底

(2) 県内養鶏場への指導

- ・ 野生の小動物の侵入防止対策の徹底
- ・ 農場周囲の清掃・消毒の実施（11月11日には畜産振興協会が消石灰を配布）
- ・ 農場周囲の見回り・鶏舎内の観察の強化
- ・ 異常鶏発見時の早期通報

2. 今後の備え

(1) 今回の事例で使用した備蓄資材を補充

(2) 本事例での防疫作業を検証し、得られた改善点を早期に今後の対策に反映

(3) 本事例及び他県事例における感染経路の調査等により新たな知見が得られれば追加対策を指示



(11月11日 9時00分現在)

健康福祉部の対応

(1) 相談窓口の設置 (開設時間: 平日8時30分~17時15分)

各保健所に寄せられた相談の合計: のべ28件

- 【主な内容】
- ・ 健康に対する不安
 - ・ 鶏卵や鶏肉の安全性

(2) 健康調査の実施

- ・ 養鶏場の従業員に対する健康確認を実施
- ・ 防疫作業従事者に対しても作業前後で健康確認を実施
- ・ 感染に関して、対応が必要な方はいない